

# 荷役作業安全ガイドライン

## 説明会

陸上貨物運送事業の労働災害の約7割は、トラックの荷台等からの墜落・転落等の荷役作業中に発生しています。さらに、そのうちの約7割は荷主等（荷主、配送先、元請事業者等）の事業場で発生しています。このため、厚生労働省では平成25年3月に「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を策定し、陸運事業者及び荷主等それぞれの実施事項が示されました。また、本ガイドラインが令和5年3月に改正されたことを踏まえ、テールゲートリフターやロールボックスパレットについても解説を行います。

**内容** 荷役作業安全ガイドラインの解説  
（労働災害防止対策にも参考となる墜落・転落災害、フォークリフト、ロールボックスパレット、テールゲートリフター等による災害防止に関する内容も含まれます。）

**参加費** 無料

**テキスト代** 無料



**受講証明** 受講者には、受講証明書をお渡しします。

**問合せ先** 陸上貨物運送事業労働災害防止協会（陸災防）  
各都道府県支部にお問い合わせください。